

鳥取市中心市街地活性化協議会運営補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市中心市街地活性化協議会運営補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第15条第1項により組織された中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）に対し補助金を交付し、もって中心市街地の活性化に寄与することを目的とする。

(補助対象経費)

第3条 本補助金の対象となる経費は、別表に掲げる人件費及び一般管理費とする。

(補助金の算定等)

第4条 本補助金は、前条に掲げる経費のうち、人件費については10分の10、一般管理費については2分の1（ただし、市長が特に認めるものについては10分の10）を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。ただし、1,000円未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 本補助金の交付申請は、規則第4条に定めるもののほか補助金配分計画書を添付し、行わなければならない。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、本補助金の増額以外の変更とする。

(交付の時期)

第7条 本補助金は、協議会の運営が円滑に行われるよう補助金配分計画書に基づいて交付する。

(実績報告)

第8条 規則第12条に定める実績報告は、事業報告書並びに収支決算書によるものとし、補助金の交付を受けた年度の翌年度の4月20日までに行わなければならない。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。
- 2 鳥取市ＴＭＯ運営補助金交付要綱（平成１５年４月１日制定）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成３０年１１月２０日から施行し、平成３０年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和３年４月１日から施行し、令和３年度の補助金から適用する。

別表（第３条関係）

費 用	内 容
人 件 費	給与、賃金
一般管理費	会議費
	旅費交通費
	通信運搬費
	消耗品費
	印刷製本費
	燃料費
	光熱水費
	使用料及び賃借料
	報償費
	委託費
	手数料
	交際費（開店祝い花輪に係る経費に限る。）